

第7章

介護保険事業の適正・円滑な運営

- 第1節 給付適正化の推進
- 第2節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監査の実施
- 第3節 介護サービス基盤の整備
- 第4節 計画の点検・評価方法

第7章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 給付適正化の推進

給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその効果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を目指すものです。

これらを実現するため、要介護認定においては、全国一律の基準に基づき行われていることから、認定調査及び認定審査会がその基準に沿って実施されているかを常に意識し、基準の共有を行うことで、適正な認定が行われるように取り組みます。

また、介護給付の適正化においては、今までよりも具体的な働きかけが求められていることを受け、不適切なサービス提供に対する監視を強化し、その結果報告を行うとともに、不適切な事例を事業所に周知することで、サービス及び給付の適正化を図ります。

そして、これらの活動を通じ、介護給付の適正化を進める目的について、事業所はもとより、介護保険の利用者の理解を深めるように努めます。

第2節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監査の実施

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、介護保険の被保険者、介護サービスの事業者、保健・医療・福祉経験者、学識経験者等からなる「地域密着型運営委員会」を設置し、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービスの質の確保及び地域密着型サービス事業の運営の評価に関し協議を行います。

また、地域密着型施設等に対し、法令等を遵守した運営が健全かつ円滑に行われるよう毎年指導監査を実施します。

第3節 介護サービス基盤の整備

高齢者が、たとえ要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、広域連合と関係市町が連携し、多様化する利用者のニーズを反映した十分な質・量のサービスを確保できる地域密着型サービス等の基盤整備について検討を行います。

また、施設整備に関しては、増大する給付費の抑制、保険料への影響の観点から、ニーズ、地域性、将来推計等を十分考慮しながら進めていく必要があり、今後どのように整備していくかについて検討を行います。

第4節 計画の点検・評価方法

介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉経験者、学識経験者で構成された地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会において、事業の点検や評価を行います。

また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、国のガイドライン等を踏まえつつ、実施をしていく中で地域の実情に沿った取り組みが可能となるよう、行政・関係団体等が一体となって評価・検討を行います。

